

第25期 第4回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年9月28日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 4 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 2 8 日（木）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 4 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	5名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 1 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 1 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
第 1 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 1 7 号	非農地判断について	2 件

（報告）

第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	7 件
第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第4回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

それでは、開会にあたりまして篠崎会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第14号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	伊予郡松前町 ●●さん
譲受人	松山市 ●●さん
申請地	本郡●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ² （松山市の耕作証明書）
申請理由	（譲受人） 新規参入 （譲渡人） 資産処分
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ～3ページのとおりです。

●●さんは、松山市に農地をお持ちですが、伊予市においては新規参入になります。松山市の農地については、耕作証明書と現地写真にて耕作状況が確認できております。松山市の農地では、水稻と季節野菜を栽培されていますが、今回の申請地ではレモンを栽培予定とのこと。このあと、ご本人さんから、

農業経営について発表をしていただき、質疑応答の時間を予定していますので、そちらと合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人が市外の方ということもあり、現地確認の際は地区の代表にも同席してもらい、地区の事情とか申し合わせ事項などを説明しています。松山市で農地を所有し栽培も行っているということで、地域との連携について重要と考えておりますが、それ以外は特に問題はありません。

議長

ありがとうございました。番号1について委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●委員

ちょっとすみません。

議長

はいどうぞ。

●●委員

レモン栽培ということですが、施設栽培ですか露地栽培ですか。レモンは栽培が難しいと思いますが、そのあたりはいかがですか。

議長

どうぞ。

事務局

この後、ご本人さんにお入りいただきご説明いただきますので、その際にご質問いただければと思います。

議長

よろしいでしょうか。他にご質疑はございませんでしょうか。
無いようでしたら、ご本人さんにお入りいただき、営農計画の説明をしていた

だきます。

●●さん

はじめまして。今年で 57 歳になりますが、本業は建設業を 30 年程やっております。4～5 年前から軽い気持ちで農業をスタートしましたが、その理由は、20 名程いる従業員の高齢化に伴い、身体的な限界を感じている従業員の雇用を少しでも継続し、自給自足という訳ではありませんが、(雇用継続が)できれば良いかなと考えているところです。松山市での営農は 2 年目で、まだ従業員を使っていませんが、まずは自分が 3 年は営農をし、それから事業として展開しようと考えております。

議長

はい。ありがとうございました。

皆様からご質疑があればお願いします。はいどうぞ。

●●委員

レモン栽培ということですが、柑橘の中でも、料理に使われるとかそういう方面での活用と思います。栽培も難しい部類に入るかと思いますが、そのあたり如何お考えですか。

●●さん

レモン栽培にこだわっている訳ではないんですが、先輩や経験者に教えていただきながら、レモン栽培に興味を持った次第ですが、自分で何が栽培に向いているのか、いろいろとチャレンジしていますが、レモンの木を譲っていただけるということもあり、レモンにしました。

議長

いかがでしょうか。

●●委員

施設栽培ですか露地栽培ですか。そのあたりはいかがですか。

●●さん

今のところ、直植え(露地栽培)を考えております。

議長

他にございませんか。どうぞ。

●●委員

レモンを20本ということですが、一般的に一反では100本以上植えることができる広さがあるので、当面20本ということでしょうか。残りの農地は将来的に増やしていく予定なのかお聞かせください。

●●さん

20本と決めたのは、支援者の方と打ち合わせをして、この程度の間隔でということを決めましたが、事務局の方と現地でお話した際は、もっと植えた方がいいと言われたので、もう少し植える数を増やしたいのと、ビニールハウスがある場所では、修復した後、レモン以外の栽培を考えています。

議長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

●●委員

先程の●●委員からの質問に関係してきますが、私どもの近所に、市外の方が5～6反の農地を買い、観葉植物やクコを植えるという計画だったようですが、結果的には耕作放棄地となっています。そのようなことになれば、地域が大変になりますので、荒らすことのないようお願いしたいと思います。

議長

そういうことで、十分に注意・考慮していただいて営農に取り組んでいただきたいと思います。

それでは●●さんにはご退出いただきます。ありがとうございます。

●●さん

ありがとうございます。

議長

それでは、番号1について賛成の委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	下吾川 ●●さん
譲受人	宮下 ●●さん
申請地	宮下●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 農業経営安定化 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人は勤め人で、下吾川に居住しているということで、宮下での営農はお母様がお一人でなさっており、管理が行き届かないという事情があり、一方で、譲受人は、JAの研修所で研修を受けられた新規就農者で、現在、28号とキウイを栽培しており、今回の農地は、農業資材置場や選別場所としての利用を予定しているとのこと。今回の農地の近くにハウスを整備するとのこと、地元でも期待をしているところです。特に問題はありませので、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。第2号番号 について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	西条市 ●●さん
譲受人	上吾川 ●●さん
申請地	上吾川●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。

なお、本日は、担当委員の●●委員は出席できないとのことで、事前にお伺いしている意見を掲載しております。

また、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	本郡 ●●さん
譲受人	本郡 ●●さん
申請地	本郡●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 社会福祉事業による地域貢献 (譲渡人) 耕作面積縮小
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。
以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の法人は、以前よりその活動は社会福祉事業ということで地域に貢献しており、該当農地は道路1つ隔てた横にあります。後の議案でも出てきますが、農地転用される農地の代替農地として取得しようとするものです。以前の農地よりは狭くなりますが、事業をする上で作物が欠かせないということで購入に至ったようです。特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5、番号6につきまして、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	八倉 ●●さん
譲受人	八倉 ●●さん
申請地	八倉●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

つづいて、

6番

譲渡人	下三谷 ●●さん
譲受人	八倉 ●●さん
申請地	八倉●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による●●さんの持分2分の1所有権移転

八倉●●番を耕作するためには、残りの持分2分の1を所有する、●●さんの同意が必要ですが、昭和56年から耕作をしており、今後も引き続き耕作することを妨げることは一切ないとのことです。

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5・6番のとおりです。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この農地は、八倉に●●あります。以前より譲渡人のご夫婦がデコポンの栽培を続けてこられた畑です。ご主人が亡くなられてから、名義変更などをなされていましたが、以前から栽培されていたこの農地を譲受人が購入ということになったようです。これまでも栽培方法などを見ておりまして問題ありませんし、むしろ私よりも上手いということで、ご高齢ではありますが放置園にすることなく、果樹園として維持できることはありがたいことですので、ぜひご承認の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5、番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

譲受人が●●歳ということでご高齢と思います。年齢を気にすることのない元氣な方だと思いますが、現実的な面でのご心配はないということでしょうか。

議長

どうでしょうか。

●●委員

この農地以外でも柑橘栽培を行っており、適切に離農・管理されています。それに加えてのこの農地ですから、高齢女性には大変かと思います。甥にあたる方が、勤めの傍らでお手伝いされていると伺っており、今のところは問題ないと思いますし、無責任に地域に迷惑をかけるような人柄の方でもありませんので、安心しております。以上です。

議長

ありがとうございます。それでよろしいですか。
事務局から補足説明があります。

事務局

年齢を理由とした許可・不許可の基準というものはありません。後継者がいるというのが安心感がありますが、年齢や後継者の有無が、許可・不許可の根拠となるものではありませんので、補足いたします。

議長

他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5、番号6にについて賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5、番号6にについて承認いたします。

議案第15号

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

申請人は、伊予市本郡 ●●

土地所在地は、本郡 ●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡です。

議案説明書は4ページ1番を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、申請者は社会福祉法人として申請地の北側に事業所を構え、主に障害者福祉事業を展開しております。申請地を障害者福祉事業の一環で農地として利用するために、平成31年3月に取得しましたが、施設利用者家族や職員の増加、事業拡大に伴う送迎車両の増加に伴い、慢性的に駐車場が不足し、今後も増加が見込まれるため、露天駐車場として転用すべく本申請に至ったものでございます。

申請地は本郡に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、

周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。
以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局のご説明のとおりで、先程の議案第14号番号4の議案とも関連していますが、玉ねぎなどを栽培しておりました農地を、コロナ禍が収束する中で車両移動も増加し、露天駐車場の整備が必要になったということで、周辺営農や水路などへの支障も特にないと思われれます。以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第16号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、市場 ●●さん

譲受人は、宇和島市 ●●

土地所在地は、市場●●及び●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m²

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく合計●●m²

所有権移転によるものです。

議案説明書は5ページ1番を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人は自動車販売・修理業、中古トラック販売業を営んでおり、業務拡張に伴い、伊予市市場を拠点に事業展開を行っていますが、トラック置場用地として利用している上吾川の土地を、地権者の都合により返還しなければならなくなり、代替地として、申請地を露天駐車場として転用すべく申請に至ったものでございます。

申請地は市場に位置し、高速道路 IC 出入口から 300m 以内にある第 3 種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

現地確認しましたところ、周辺農地の恵能条件に支障はなく、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

続いて、番号 2 につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は、中山町中山 ●●さん

譲受人は、中山町中山 ●●

土地所在地は、中山町中山●●

登記地目及び面積は、畑で、●●m²

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●m²

所有権移転によるものです。

議案説明書は5ページ2番を、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人は貨物自動車運送業及び倉庫業を営んでおり、受注拡大に伴う業務拡張により、積荷の一時保管等に伴う作業が増加し、現在の事業用地での運用は効率性や安全性の観点から問題となったため、申請地を露天駐車場として転用すべく申請に至ったものでございます。

申請地は中山町中山に位置し、鉄道駅から概ね300m以内にある第3種農地と判断されます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

現地確認の結果も問題ありません。譲受人もしっかりとした事業所です。事務局説明のとおりで、特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第17号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。番号1について、事務局の説明をお願いします。

番号1

申出人及び土地所有者は、松山市●●さん。

土地所在地は、双海町串●●、●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めています。

議案説明書は6ページを、申請地説明図は11ページから13ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、令和元年12月に相続により当該農地を所有したものの、農地として管理を行ってことがなく、昭和51年頃に松山に転出した後は義父母が管理していたものの、義父母が他界した後の平成9年頃からは管理する者もおらず、その後、夫が一部を農地として耕作していたものの、平成10年頃には耕作放棄となったもので、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

申出人及び土地所有者は、双海町上灘 ●●さん。

土地所在地は、双海町上灘●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は6ページを、申請地説明図は14ページから16ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、急傾斜地で耕作が困難であったため十分な管理ができず、長年、不耕作のまま山林化したもので、現状回復が困難であることから非農地判断を求められているものでございます。

なお、本日、現地確認をいただいた●●委員さんが欠席でございますが、●●委員からは特に問題なしとのご報告をいただいております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて報告事項に移ります。

報告第2号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。
事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、米湊 ●●さん

譲受人は。米湊 ●●さん、●●さん

土地所在地は、米湊●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は敷地拡張で、転用面積は同じく、●●㎡

所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、下吾川 ●●さん

譲受人は。下吾川 ●●

土地所在地は、下吾川●●他●●筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

転用目的は宅地開発で、転用面積は同じく、合計●●㎡

所有権移転によるものです。

番号3

譲渡人は、湊町 ●●さん

譲受人は、下吾川 ●●

土地所在地は、下吾川●●他3筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

転用目的は宅地開発通路用道路で、転用面積は同じく、合計●●㎡

所有権移転によるものです。

番号4

譲渡人は、下吾川 ●●さん

譲受人は。下吾川 ●●

土地所在地は、下吾川●●、●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m²

転用目的は宅地開発通路用道路で、転用面積は同じく、合計●●m²

所有権移転によるものです。

番号5

譲渡人は、下吾川 ●●さん

譲受人は。下吾川 ●●

土地所在地は、下吾川●●他7筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m²

転用目的は宅地開発で、転用面積は同じく、合計●●m²

所有権移転によるものです。

番号6

譲渡人は、下吾川 ●●さん

譲受人は。下吾川 ●●

土地所在地は、下吾川●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m²

転用目的は宅地開発で、転用面積は同じく、合計●●m²

所有権移転によるものです。

番号7

譲渡人は、滋賀県大津市 ●●さん

譲受人は。広島県東広島市 ●●

土地所在地は、尾崎●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m²

転用目的は露天資材置場で、転用面積は同じく、合計●●m²

所有権移転によるものです。

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第2号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第3号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	八倉 ●●さん
借受人	八倉 ●●さん
届出地	八倉●● 畑 ●●㎡
解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第3号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

それでは事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は10月30日(月曜日)午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第4回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

篠崎会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時27分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
